平 成 １ ３ 年 ７ 月 ２ ７ 日

長崎県警察本部訓令第36号

最終改正　令和元年５月８日

長崎県警察の監察に関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第２号）に定めるもののほか、長崎県警察が実施する監察に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（監察の種類）

第２条　監察は、業務監察及び服務監察とする。

２　業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

３　服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

（監察実施者）

第３条　警察本部長（以下「本部長」という。）は、長崎県警察の全所属の監察を実施するものとする。

２　本部長は、警務部長、首席監察官、監察課長、上席監察官及び監察官（以下「監察従事者」という。）に監察を実施させることができる。

３　本部長は、必要と認めるときは、警察本部に勤務する警視又は警部の階級にある者（相当する一般職員を含む。）を監察補助者と指定し、監察を補助させることができる。

（監察実施計画）

第４条　本部長は、年度開始前に、当該年度の監察実施計画（監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第２号）第２条第１項に規定する監察実施計画をいう。以下同じ。）を作成し、これを長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

（監察の実施）

第５条　監察は、監察実施計画に従い実施するほか、監察従事者が警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに、実施しなければならない。

（指示等）

第６条　監察従事者は、監察対象の所属長に、監察に必要な指示及び命令をすることができる。

２　監察従事者は、監察実施上必要と認めるときは、監察対象の所属長に対し、説明又は

資料の提出を求めることができる。

３　監察従事者は、監察において警察職員の功過を認知したときは、その事実を調査の上、速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、監察従事者は、所属長に対し指定する日時及び場所に関係職員を出頭させるよう求めることができる。

（監察結果の報告）

第７条　本部長は、監察の実施の状況を把握する必要があるときは、監察従事者に対し、当該状況について報告を求めるものとする。

（公安委員会への報告）

第８条　本部長は、公安委員会に対し、監察実施計画の内容に応じ、毎年度少なくとも１回、監察の実施の状況を報告するものとする。

（所属長の責務）

第９条　所属長は、部下職員の功過その他監察上参考になると認められる事項を認知したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

２　所属長は、第４条に基づく監察が円滑に行われるよう、積極的に協力しなければならない。

３　所属長は、年１回以上、所属内の監査を実施しなければならない。

附　則

この訓令は、平成13年８月１日から施行する。

附　則（平成14年長崎県警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成15年１月１日から施行する。

附　則（平成16年長崎県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成16年３月16日から施行する。

附　則（令和元年長崎県警察本部訓令第１号）

この訓令は、令和元年５月13日から施行する。